

コラボス利用規約

コラボス会員利用規約

GrandeLimite 株式会社（以下「当社」という。）は、コラボス（以下「当施設」という。）の利用に関し、以下の通り会員規約（以下「本規約」という。）を定めます。

（目的）

第1条 当施設は、地域のビジネスコミュニティの創造、会員相互の協働及び女性の社会進出のサポートを目的としたスペースであり、当施設の利用により、新たな地域でのつながり、新規ビジネスの創出や女性の活躍する社会の創出を目指すこととします。

（会員）

第2条 当施設の会員希望者は、当社が指定する手続に基き、本規約を承諾の上、会員サービスの利用を申し込むものとします。

2 本規約における会員とは、前項に基く会員サービスの利用申込みに対し、当社が承諾した者としてします。なお、当社は当社の判断により当該利用申込みに対し審査を行い、承諾しないことができるものとします。

3 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできません。

（会費等）

第3条 会員は、当社が別に定める会費等を所定の方法で支払うものとします。なお、退会時には退会日より先の期間の会費等を支払済の場合は、相当の額を返金します。

（会員サービス）

第4条 会員は、本規約及び当社が別に定める規則等に従い、所定の会員サービスを利用することができます。

2 サービス内容は、変更することがあります。この場合、当社は事前に会員に告知するものとします。

3 当社は、サービスの一部または全部を終了することがあります。この場合、当社はサービス終了の2ヶ月前までに会員に通知するものとします。

（退会）

第5条 会員が退会する場合は、当社に所定の退会届を提出するものとし、会費等の未納のある場合はこれを直ちに完納するものとします。

2 前項の場合において、会員が退会予定月の前月末日までに退会届を提出することにより、退会予定月の末日をもって退会することとします。

（資格の停止又は除名）

第6条 当社は、会員が次の各号に該当する場合は、理由の如何に関わらず会員の資格を一時停止し、又は当該会員を除名することができます。

（1）会員が次に掲げるいずれかの行為を行った場合

（ア）法律に反する行為又は反する恐れのある行為

（イ）暴力団員が関係する一切の事業

（ウ）政治活動及び宗教活動

- (エ) マルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業及び投資商材の販売
 - (オ) 不正なアクセス
 - (カ) 本規約に反する行為
 - (キ) 当施設の設立趣旨に反する行為
 - (ク) 公序良俗に反すると当社が判断した行為
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
 - (3) 当社や他の会員、第三者に損害を与える恐れがあると当社が判断した場合
 - (4) 会費や使用料等の料金の支払いを行わない場合
 - (5) その他当社が不相当と認めた場合

(利用の制限)

第7条 当社が主催、又は認定したイベント等を開催する場合等、当社が管理運営上必要と認めた場合は、本施設の全部又は一部の利用を制限する場合があります。この場合、当社は事前に会員に通知するものとします。

(住所利用サービス)

第8条 住所利用サービスは、当社所定の申し込みを行い、その申し込みについて当社が承諾したときに限り当サービスを利用することができます。

2 住所利用サービスの利用にあたっては、当施設での実体のある活動の必要があります。

3 第一項に基づき住所利用サービスを利用した場合、利用者宛に送付された郵便物は住所利用サービス利用者に代わり当施設が受領します。但し宅急便など受取が必要なものに関しては、受取はできません。

4 住所利用サービスは、以下に該当する郵便物については利用できません。

- (1) 現金書留、電信為替、金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳その他金銭に係るもの
- (2) 運転免許証、健康保険証その他身分証明書
- (3) 生もの、冷蔵冷凍品等
- (4) 支払を要する郵便物
- (5) 内容証明郵便その他法的書類
- (6) 裁判所からの特別送達およびこれに準ずる郵便物
- (7) 郵便事業者、宅配事業者等以外の者により持参された郵便物
- (8) 法律に抵触し又はその恐れのある郵便物
- (9) その他当社が受領し又は保管が困難であると判断した郵便物

5 前項に基づき当施設が受領した郵便物は受領の日から1か月に限り保管するものとし、1か月を超えた場合には当社の判断により処分するものとします。

6 当施設が受領した郵便物に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。

7 住所利用サービスは月会員でなければ利用することができず、住所利用サービスのみの利用はできません。

8 申し込み時に記載いただいた内容に変更があった場合、速やかにご報告意頂くものとします。

9 住所利用サービス利用者が、当施設を名刺やホームページなど、住所利用サービス利用者が運営管理する広告等に本施設の表示がある場合は、解除日より2週間以内に全て変更、訂正を行うものとする。尚、住所利用サービス利用者は、この表記の変更や訂正を怠り、運営者が2週間以上経過したことを発見した場合、解約日からその変更、訂正がなされる日までの日数に応じて当社が定める違約金を支払うものとする。

(登記利用サービス)

第9条 当社は会員が当施設所在地を利用して、当社に届け出た事業内容を目的とした法人登記としての住所利

用を行う事を承諾します。

2 登記利用サービスは、当社所定の申し込みを行い、その申し込みについて当社が承諾したときに限り当サービスを利用することができます。

3 登記利用サービス利用中であっても、当社が当施設での登記に不相当と判断した場合には事前告知なく契約解除できるものとします。

4 登記利用サービス利用者が、当施設を主たるもしくは従たる事務所として法人登記している場合、また、名刺やホームページなど、登記利用サービス利用者が運営管理する広告等に本施設の表示がある場合は、解除日より2週間以内に全て変更、訂正を行うものとする。尚、登記利用サービス利用者は、この表記の変更や訂正を怠り、運営者が2週間以上経過したことを発見した場合、解約日からその変更、訂正がなされる日までの日数に応じて当社が定める違約金を支払うものとする。

5 申し込み時に記載いただいた内容、および登記事項に変更があった場合、速やかにご報告頂くものとします。

(シェアオフィスサービス)

第10条 当社の指定する区画の優先的・排他的利用権をシェアオフィスサービスと呼ぶものとします。シェアオフィスサービス申込者は指定された区画部分に賃貸借契約が成立するものではないことを確認した上で、シェアオフィスサービスを利用できるものとします。

2 シェアオフィスサービス利用者は指定区画内であっても、以下の行為をすることはできません。当該行為を行った場合は第6条に準じます

- (ア) シェアオフィス内において衛生上有害な、もしくは危険な行為
- (イ) 近隣の迷惑、妨害となるような営業その他の行為
- (ウ) 本施設又はシェアオフィス内に危険物及び重量物を持ち込む行為
- (エ) 本施設およびシェアオフィス内に宿泊する行為
- (オ) 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用する行為
- (カ) シェアオフィスを他者に利用させる行為

3 当社はシェアオフィス運営のため、当社の指定する者が、以下の行為を行うことがあります。この場合、シェアオフィス利用者はこれに対し協力することとします。

- (ア) 建物保全、衛生、防犯、防火、救護等の運営上必要ある措置
- (イ) 緊急の場合や必要やむを得ない事由がある場合に、利用者が不在でもシェアオフィス内への立入る行為
- (ウ) 必要と判断した場合、利用者に対して適宜の措置を求める行為

(貸ロッカー)

第11条 貸ロッカーサービスでの各号に該当する物品の収納はお断り致します。

- ① ロッカー内に入りきらない物
- ② 可燃性の物 (マッチ等)
- ③ 腐敗する物
- ④ 臭気を発する物
- ⑤ 生き物
- ⑥ その他、ロッカー保管物として適さないと当社で判断した物

2 利用日を過ぎても荷物を撤去されない場合、解約日の翌日をもって処分いたします。

3 次の各号に該当する場合、当社にて保管・管理している鍵により、ロッカーを開き、ロッカー内の私物を確認・処分し、契約を取り消す場合があります。

- ① 本規約に違反をした場合

② 利用料金を滞納した場合

③ 利用に適さないと当社で判断した場合

4 利用者の不注意により、ロッカー本体・他の利用者の保管物に損害を与えた場合、修理代金および弁償金をお支払頂くものとします。

5 万が一ロッカー内の保管物が紛失・破損等をした場合でも、当社は一切補償をしないものとします。

(損害賠償)

第12条 当施設利用者が、故意または過失によってコワーキングスペース内の施設・設備を破壊し棄損し汚損等した場合は、本利用者には直ちにその事実を当施に報告していただくとともにその損害を賠償して頂くものとします。

(免責事項)

第13条 会員は、自己の責任において当施設を利用するものとし、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当施設内で会員に発生した人的・物的損害について一切責任を負わないものとします。

2 当社は以下の各号についてはその損害の賠償を免れます。

(1) 地震・風水害等の天災地変や暴徒等を原因とする災害・停電・事件・事故等の損害その他それらを原因とするガス・水道・電気・通信設備その他諸設備の故障、破壊により生じた損害

(2) 当施設の維持保全のために行う保守点検、修理等を原因とする損害

(3) 施設運営者の故意、過失問わずいかなる場合における当施設のインフラ関係（電話回線・電気・水道・インターネット等のこと）の故障、中断、事故による損害

3 当施設で当社が行なう会員若しくは利用者の紹介、又は会員が当施設における情報に基き生じた事業の連携等は、会員が自己の責任において実施するものとし、当社はこれにより発生した一切の責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱について)

第14条 当社は、本規約に基づいて締結した契約につき知り得た個人情報は、当施設の運営にのみ利用し保存します。

(規約の遵守)

第15条 会員は、本規約及び当社の定める諸規則を厳守し、当施設のスタッフの指示に従うものとします。

(規約外事項)

第16条 本規約に定めのない事項及び管理運営上必要な事項は、当社がこれを定めます。

(規約の改訂及び効力)

第17条 当社は、本規約及び本施設の運営に関する事項を改訂することができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

附則

本規約は平成29年1月30日から施行します。